

令和5年度 嘉手納町住宅リフォーム支援事業

6月15日受付開始 補助金交付のお知らせ

補助金の申請は 工事を始める前に申込みましょう！

内容



住宅リフォーム工事を町内業者で施工する場合、補助対象工事1件につき10万円以上の工事で補助金は対象工事費総額の50%または、補助限度額の30万円のいずれか低い金額を交付します。

自己（2親等親族以内含む）の所有する住宅に居住している方が対象となります。また、水道が直結されている家の水回りの工事又は直結に変更等、上下水道課へ別途申請や届出等が必要な場合がありますので、ご確認をお願いします。

受付期間 2023年6月15日 ~ 2023年12月20日

但し、予算に達し次第終了といたします。

(平日 9時~16時) ※12時~13時を除く

随時受付とし、予算の範囲内で実施予定です。

書類の不備等あった場合は受付できませんので、書類がそろっているかご確認をお願いします。
書類精査の上、補助金交付決定を通知します。通知書を受け取ってから工事を行って下さい。

条件等

- 町内に自己（2親等親族以内含む）が所有する住宅で、現に居住している方が対象。（店舗、事務所等の併用住宅の場合は、居住部分のみ対象）
- 嘉手納町の住民基本台帳に記載されている者であること。
- 申請者及び同居者全員が町税等を滞納していないこと。2親等親族以内の所有住宅に居住している場合は、住宅所有者も滞納していないこと。
- 施工業者は、町内に本社がある法人又は町内に住民登録をしている個人事業者で町税等を滞納していないこと。
- この支援事業は、今年度2月末日までに完了報告が提出できる工事であること。
- この支援事業は、1住宅及び1世帯につき一回限りの補助となります。
- 工事が始まっている又は完了している場合は申請できません。（工事着手前申請）
- 借家、共同住宅等は補助対象外です。

※詳しくは、裏面の窓口にお問合せになるか、嘉手納町役場ホームページ等をご参照ください。

住宅リフォーム支援事業とは？

住宅リフォーム工事を町内の業者で施工する場合に限り、費用の一部を補助する支援事業です。この事業を活用することにより、快適に安心して暮らせる住環境の整備及び地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

～補助金交付申請の流れ～

まずは、町内の施工業者に工事の見積りを依頼し、工事内容を決めましょう。

- ① 補助金交付申請書とその他必要書類を嘉手納町役場へ受付期間に提出してください。

予算の範囲内で実施予定です。(12月20日まで)

申請書は、嘉手納町役場、またはホームページでも取得できます。

1. 申請書 (様式第1号)
2. 住民票謄本 (特別) ※同居者全員分【町民保険課】
3. 建物の固定資産評価証明書【税務課】又は建物登記簿謄本【法務局】どちらか1つ
4. 個人情報取得同意書兼納税状況調査書 (申請者用)
5. 誓約書 ※工事について
6. 見積書 (内訳明細) 図面 (寸法・範囲明記) 写真 (全景・工事箇所)
 案内図 ※ 水道工事が伴う工事は上下水道課へ申請等の有無の確認
7. 2親等親族以内の所有住宅に居住している場合
 - ・ 戸籍謄本 ※申請者と住宅所有者との関係を確認
 - ・ 住宅所有者の工事承諾書
 - ・ 個人情報取得同意書兼納税状況調査書 (住宅所有者又は共有者)
8. 委任状 ※申請手続きを代理が行う場合

施工業者が法人の場合

・ 会社の登記簿 ※本社が町内にあることを証する書類

施工業者が個人の場合

・ 住民票

・ 開業届や前年度の確定申告の控えの写し※事業を営んでいることを証する書類の写し

・ 施工業者の納税状況確認の同意書兼調査書



- ② 書類精査後嘉手納町から申請者へ「補助金交付決定通知書」を交付します。

交付後に、工事着手して下さい。※必要に応じて、工事着手前に現場確認を行います。

- ③ 変更する場合は変更申請をして下さい。

工事完了後1ヵ月以内に完了報告書、領収書の写し、写真等を提出して下さい。

- ④ 精査後、申請者へ「補助金交付確定通知書」を交付します。

- ⑤ 補助金交付請求書を提出して下さい。約2週間後に申請者の口座へ振り込みとなります。

受付窓口
問合わせ先

嘉手納町役場 3階 都市建設課 都市計画係
TEL: 098-956-1111 (内線) 339・332
FAX: 098-956-9508